

学校において予防すべき感染症について

埼玉女子短期大学

下記の感染症にかかった学生や感染症にかかった疑いがある学生は、学校保健法の定めるところにより、医師が感染のおそれがないと認めるまでは出校停止となり、就学許可証明書を提出しなければ出校できません。治癒後、医療機関で就学許可証明書に記入してもらい、短大学務課に提出してください。

記

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、鳥インフルエンザ (H5N1) 重症急性呼吸器症候群 (病原体が SARS (サーズ) コロナウイルスであるもの) *上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症
第二種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ (H5N1) を除く)、百日咳、麻疹 (はしか) 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)、風疹、水痘 (みずぼうそう)、咽頭結膜熱 (プール熱)、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症
その他の 感染症 (第三種 の感染症 として扱 う場合も ある)	感染性胃腸炎 (ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症など)、サルモネラ感 染症 (腸チフス、パラチフスを除く)、カンピロバクター感染症、マイコプラズ マ感染症、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、伝染性 紅斑、急性細気管支炎 (RSウイルス感染症など)、EBウイルス感染症、単純 ヘルペス感染症、帯状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ、A型肝炎、B型肝炎、 伝染性膿痂疹 (とびひ)、伝染性軟属腫 (水いぼ)、アタマジラミ、疥癬、皮膚 真菌症 (カンジダ感染症、白癬感染症、特にトングラニス感染症)

